

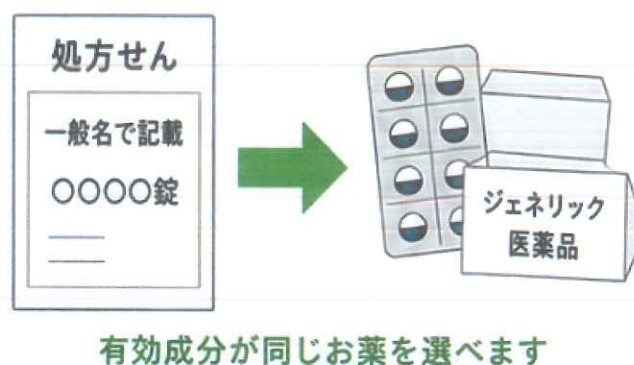
一般名処方について

ご理解・ご協力をお願いいたします

当院では、医薬品の安定供給や患者さんの負担軽減のため、お薬の成分をもとにした「一般名処方（一般的な名称での処方）」を行う場合があります。

一般名処方とは？

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分の名前」を処方せんに記載することです。
有効成分が同じであれば、薬価の異なるさまざまなお薬（ジェネリック医薬品を含む）の中から、調剤薬局で選ぶことができます。



一般名処方のメリット



医療費の軽減につながります

ジェネリック医薬品を選ぶことで、お薬代の負担を軽減できます。



お薬の安定供給に役立ちます

特定のお薬に偏らず、供給不足のリスクを減らすことができます。

ご理解いただきたいこと

- 薬の種類や病状によっては、一般名処方できない場合があります。その際は、これまで通り商品名で処方いたします。
- 一般名処方であっても、お薬の効果や安全性は同等です。ご心配な点がございましたら、医師・薬剤師にご相談ください。
- 処方されたお薬の「商品名」をご希望の場合は、医師にお伝えください。特別な理由がある場合を除き、引き続き商品名で処方いたします。



選定療養費について

制度改正のお知らせ

令和8年
6月1日から

ご負担の割合が
変わります

後発医薬品（ジェネリック医薬品）のあるお薬について、患者さんのご希望により先発医薬品（長期収載品）を選択した場合は、通常の医療費とは別に**選定療養費**をご負担いただきます。

対象となる場合

- ✓ 外来での院内処方



- ✓ 外来での院外処方



対象とならない場合

- ✗ 入院中の処方



- ✗ 医師が医療上の必要性があると判断した場合



- ✗ 後発医薬品の供給不足などにより、変更が困難な場合



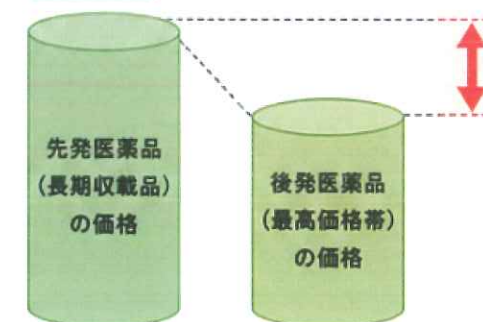
ご負担いただく費用

令和8年6月1日から

先発医薬品と後発医薬品（最高価格帯）の差額の**2分の1相当額**（選定療養費）に加え、**消費税**をご負担いただきます。

※選定療養費には別途消費税がかかります。
※先発医薬品と後発医薬品の価格差が小さい場合は、ご負担が生じないことがあります。

イメージ図



差額の
2分の1相当額
（選定療養費）
+
消費税

ご負担の割合の変化

令和6年10月1日～
令和8年5月31日まで
差額の**4分の1**相当額

令和8年6月1日から
差額の**2分の1**相当額

ご注意ください

- 医師・薬剤師から、後発医薬品への切り替えをご提案することがあります。
- この制度は、医療上の必要性がなく、患者さんのご希望で先発医薬品を選択された場合の一部自己負担のしくみです。

お薬のことでご不明な点やご相談がありましたら、**医師・薬剤師**または**受付**までお気軽にお尋ねください。

